

議案第 19 号

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第137号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)と死別した男子又は女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する里親は、除くものとする。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>配偶者から遺棄されている男子又は女子</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 この条例に定めるひとり親家庭医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、ひとり親家庭の配偶者のない男子又は女子及び児童と、配偶者のない男子又は女子以外の者に扶養されている児童であって父母のいない児童で、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>(1) 橋本市の区域内に住所を有すること。<u>ただし、受給資格者が橋本市の区域内に住所を有し、修学その他の市長が認める事由により児童が橋本市の区域内に住所を有しない場合を含む。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭医療費は、支給しない。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)と死別した男子又は女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する里親は、除くものとする。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 この条例に定めるひとり親家庭医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、ひとり親家庭の配偶者のない男子又は女子及び児童と、配偶者のない男子又は女子以外の者に扶養されている児童であって父母のいない児童で、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>(1) 橋本市の区域内に住所を有すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭医療費は、支給しない。</p>

(1)～(4) 略
 (5) 他の条例によって医療費の給付(乳幼児医療費及び小学生医療費の給付は除く。)を受けるとき。
 (支給の方法)
 第7条 略
 2・3 略
 4 第1項の規定にかかわらず、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)等の適用を受けている受給資格者については、和歌山県内医療機関等の請求に基づき和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関等に支払うものとする。
 5 略

(1)～(4) 略
 (5) 他の条例によって医療費の給付(乳幼児医療費の給付は除く。)を受けるとき。
 (支給の方法)
 第7条 略
 2・3 略
 4 第1項の規定にかかわらず、規則で定める医療機関等で保険給付を受けた場合には、市長は、受給資格者が医療機関等に支払うべき一部負担金についてひとり親家庭医療費として受給資格者に支給すべき金額に相当する金額を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができ
 5 略

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。